

学校教育における著作権 ～授業目的公衆送信補償金制度と情報モラルとしての著作権教育～

県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当

＜著作権クイズ＞ ※答えは記事の最後に記載

次の①～②は著作権上問題がありますか？

- ①児童生徒一人一人が購入することを前提としたドリルなどを、コピーして配付することや公衆送信すること。
- ②著作物が含まれた映像や画像を、学級や授業の範囲外の人誰でも視聴できる方法で公衆送信すること。

※「公衆送信」とは、放送やインターネット等により、不特定の者または特定多数の者に送信すること。

1 授業目的公衆送信補償金制度

クイズはいかがでしたか？ 学校教育においては著作権の例外規定がありますが、教職員として私たちが高い意識と正しい知識をもたなければ、知らず知らずの間に著作権を侵害してしまうことも考えられます。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン教育が進み、インターネットを経由して課題等を提示する、ということが各地で行われました。しかし、ここで気を付けなければならないことがあります。

それは、「教科書に載っている写真を使って課題プリントを作成し、それをインターネット経由で児童生徒へ配付する」「カメラで教科書を撮影しながらオンライン授業を行う」等です。これらは、授業目的であっても従来の著作権法第35条の適用範囲外となっていたので、著作権者への許諾がその都度必要でした。それが、平成30年の著作権法改正により、教育機関設置者（教育委員会等）が、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）

へ補償金を支払うことにより、遠隔合同授業（同時中継）以外の公衆送信において無許諾・有償で他人の著作物が使用可能となりました。（改正著作権法第35条）これは、「授業目的公衆送信補償金制度」とよばれる制度です。

この制度は、「ICTを活用した教育における著作物等の利用の円滑化を図ること」と「著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図ること」を目的に作られ、令和3年4月1日から本格実施となりました。補償金支払いの主体は前述のとおり「機関設置者」ですので、市町村立学校の場合は、市町村教育委員会となります。

2 1人1台端末利用における情報モラルとしての「著作権教育」を

今年度は、各自治体で1人1台端末が整備され、オンライン教育がさらに進むことが考えられます。その中で、教師はもとより、児童生徒も文章や音楽、映像などを扱っていくことが想定されます。これらのデータは知的財産権（著作権等）で守られます。自分の創作物の権利を守るとともに、他人の権利を侵害することのないような教育が必要となります。この補償金制度の運用指針を確認したり、文化庁等の著作権教育の教材を活用したりして、情報モラルを高めていきましょう。

※授業目的公衆送信補償金制度については…

⇒「SARTRAS」で検索

※著作権教育については…

⇒「楽しく学ぼうみんなの著作権」等で検索

※クイズの答え＝2つとも問題があります。

（詳細は、文化庁Webサイト等で確認してください）